

2014年6月6日

エコマーク商品類型 No.152「テレビ Version1.0」認定基準の 省エネ基準の取り扱いについて

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.152「テレビ Version1.0」認定基準のうち、「4-1-2.地球温暖化の防止」として設定している省エネルギーの基準については、省エネ法に基づいた基準を(8)項として採用していますが、この度、小売事業者が表示する統一省エネラベルに関する「多段階評価基準」が改正（2014年5月27日公布、2014年6月6日施行）となったため、エコマーク当該基準項目を当面の間*、以下のとおり運用することとします(2014年6月6日適用開始)。
*本項については、2015年1月時点の受信機型サイズによる多段階評価の分布状況を確認し、再度検討することとします。

<該当箇所>

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-2 地球温暖化の防止

(8) 製品の省エネルギー基準達成率は、申込時点における経済産業省告示「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」の多段階評価で5つ星相当であること。

なお、チューナーセパレートタイプについては、多段階評価で4つ星相当以上であること。
ただし、有機ELテレビについては、経済産業省告示「テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」1.(4)の基準を暫定的に適用することとし、動画表示の区分は「液晶4倍速又はプラズマ」(19V型未満は、「液晶倍速」とする。

また、多段階評価基準の改正、または目標年度2012年度以降の判断の基準等が発効された場合には、本項目を見直すこととする。

<上記項目の運用>

本項における経済産業省告示「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」の多段階評価は、当面の間、2011年4月改訂版を適用します。

<理由>

- ・ 「小売事業者が表示する統一省エネラベルに関する「多段階評価基準の改正について(案)」に対する意見募集について」の開始(2014年4月17日)から施行(2014年6月6日)までの期間が短いことを考慮し、事業者が新エコマーク基準に対応するための期間を確保する。
- ・ 本項後段の基準の見直しにあたって、最新の市場状況の把握・分析と利害関係者による協議を行う必要がある。

以上